

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

（農村振興課）

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

一

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

（都市計画課）

二

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

二

## 告 示

○宮城県告示第八百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四三二二〇〇〇二二	恵泉会地域生活支援センター 登米市迫町佐沼字中江一丁目十番四号	地域移行支援、 地域定着支援	社会福祉法人 恵泉会	平成二十四年 十月一日

○宮城県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第二項の規定により、県営村田地区土地改良事業（特定農業用管水路特別対策事業）計画を定めたので、同条第十項の規定により準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月七日まで

三 縦覧場所

村田町役場

○宮城県告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十四号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。）

平成二十四年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 蒲生北部地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

## 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字台五十七番十五並びに五十七番

六及び五十七番十四の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市門脇字明神二十三番地の二

株式会社梅本自動車工業